

生活道路の法定速度が引き下げに

境港警察署

現在、生活道路の最高速度は、速度標識や標示がない場合では 60 km/h ですが、生活道路は地域住民が徒歩や自転車で利用する機会が多く、交通事故が発生した場合、重傷・死亡事故率が高くなります。

生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことをいいます。

生活道路での重大事故の発生を防止し、歩行者などの安全を確保するため、道路交通法施行令が改正され、2026年9月1日から生活道路における法定速度が時速 60 kmから時速 30 kmに引き下げられることになりました。

中央線や中央分離帯がある道路の法定速度は、引き続き時速 60 kmです。ただし、生活道路でも最高速度規制が実施されている道路は、その規制速度が最高速度になります。

詳しくは、境港警察署(☎44-0110)にお問い合わせください。